

令和元年6月7日

千葉県報第13434号 別冊

平成30年度

# 行政監査結果報告書

千葉県監査委員



# 目 次

第1	監査の概要	1
1	行政監査の趣旨	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査対象機関（施設）及び監査実施方法	1
5	監査実施期間	3
6	監査の着眼点	3
第2	県有施設におけるAEDの設置及び管理の概要	4
1	AED条例とAED計画	4
(1)	AED条例	4
(2)	AED計画	4
2	県有施設における設置基準及び目標設置率	4
(1)	設置基準	4
(2)	目標設置率	5
3	県有施設における表示基準、維持管理基準及び目標点検実施率	5
(1)	表示基準	5
(2)	維持管理基準	5
(3)	目標点検実施率	6
第3	監査の結果及び意見	7
1	1台契約と複数台契約	7
(1)	回答	7
ア	事務の効率化	7
イ	経済的な調達	8
(2)	結果及び意見	11
ア	事務の効率化	11
イ	経済的な調達	11
2	設置場所	11

(1) 回答 .....	12
(2) 結果及び意見.....	12
3 設置施設及び設置場所の表示.....	13
(1) 回答 .....	13
(2) 結果及び意見.....	13
4 耐用期間及び設置年月の把握.....	14
(1) 回答 .....	14
(2) 結果及び意見.....	15
5 消耗品の使用期限.....	15
(1) 回答 .....	15
(2) 結果及び意見.....	16
6 消耗品の使用期限の表示.....	17
(1) 回答 .....	17
(2) 結果及び意見.....	17
7 日常点検 .....	18
(1) 回答 .....	18
ア 日常点検の頻度.....	18
イ 日常点検をしていない主な理由.....	19
ウ 日常点検を実施している施設での工夫.....	20
(2) 結果及び意見.....	20
8 日常点検記録簿.....	21
(1) 回答 .....	21
(2) 結果及び意見.....	22
9 操作訓練の実施及び施設職員の受講.....	22
(1) 回答 .....	22
(2) 結果及び意見.....	23
10 使用実績及び施設からの意見等.....	24
第4 おわりに .....	25
第5 資料 .....	26

## 第1 監査の概要

### 1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、財務事務に限らず、県の一般行政事務について、その適正かつ効率的な運用を確保するため、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施するものである。

### 2 監査のテーマ

AED（自動体外式除細動器）の設置、管理及び使用について

### 3 監査の目的

千葉県AED等普及促進計画（以下「AED計画」という。）によると、県有施設の395施設に658台のAEDが設置されているが、AEDは適切な管理が行われなければ、正常に作動せず、設置の効果が失われることになる。

そこで、AEDの調達、設置及び維持管理が適切に行われているか等を検証することで、県有施設におけるAEDの設置及び維持管理の適正化に資することを目的に監査を実施した。

### 4 監査対象機関（施設）及び監査実施方法

AED計画に掲載されている「県有施設AED設置目標施設一覧」及び千葉県健康福祉部医療整備課のホームページに掲載されている「平成30年5月末現在の県有施設及び県関連施設のAED設置公表台数一覧表」を基に、AED計画の「県有施設のうちAEDを優先的に設置すべき個別具体的な施設基準」を勘案し、監査の対象とする県有施設の選定を行った。

これにAED計画の計画所管課等を加えた表1の57機関を監査対象機関として選定した。

監査対象機関に実地及び書面による職員調査（平成30年10月1日時点）を行い、1施設の指定管理者に関係人調査を実施した。以上の結果を踏まえ、監査委員による書面監査を実施した。

なお、表1の57の監査対象機関が所管する63施設（本庁舎・中庁舎・議会棟・南庁舎は1施設として扱い、2つの地域保健センターはそれぞれ1施設として扱う。）の116台のAEDを監査の対象とし、その内訳は表2のとおりである。

**表1 監査対象機関（57機関、63施設）**

総務部	管財課（本庁舎、中庁舎、議会棟、南庁舎）、東葛飾地域振興事務所（東葛飾合同庁舎）、印旛地域振興事務所（印旛合同庁舎）、香取地域振興事務所（香取合同庁舎）、海匝地域振興事務所（海匝合同庁舎）、山武地域振興事務所（山武合同庁舎）、長生地域振興事務所（長生合同庁舎）、夷隅地域振興事務所（夷隅合同庁舎）、安房地域振興事務所（安房合同庁舎）、君津地域振興事務所（君津合同庁舎）、船橋県税事務所（船橋合同庁舎）
健康福祉部	健康福祉政策課、高齢者福祉課（生涯大学校京葉学園、福祉ふれあいプラザ）、障害者福祉推進課（障害者スポーツ・レクリエーションセンター）、医療整備課、習志野健康福祉センター（同センター）、市川健康福祉センター（同センター）、野田健康福祉センター（同センター）、印旛健康福祉センター（同センター成田支所）、海匝健康福祉センター（同センター、同センター八日市場地域保健センター）、山武健康福祉センター（同センター）、夷隅健康福祉センター（同センター）、安房健康福祉センター（同センター、同センター鴨川地域保健センター）、君津健康福祉センター（同センター）、市原健康福祉センター（同センター）
環境生活部	自然保護課（片貝自然公園、勝浦海中公園）、県民生活・文化課（文化会館、南総文化ホール）
商工労働部	経済政策課（日本コンベンションセンター）、産業振興課（東葛テクノプラザ）、企業立地課（かずさアカデミアホール）
農林水産部	森林課（清和県民の森、船橋県民の森）
県土整備部	港湾課（千葉ポートパーク）、公園緑地課（青葉の森公園、柏の葉公園）
教育庁	生涯学習課（手賀の丘少年自然の家、水郷小見川少年自然の家）、学校安全保健課、文化財課（房総のむら）、体育課（総合スポーツセンター、国際総合水泳場）、中央図書館（同施設）、西部図書館（同施設）、東部図書館（同施設）、美術館（同施設）、中央博物館（同本館）、現代産業科学館（同施設）、千葉東高等学校（同

	学校)、千葉工業高等学校(同学校)、八千代高等学校(同学校)、船橋高等学校(同学校)、薬園台高等学校(同学校)、国分高等学校(同学校)、松戸向陽高等学校(同学校)、柏南高等学校(同学校)、佐原白楊高等学校(同学校)、姉崎高等学校(同学校)、市原八幡高等学校(同学校)、
警察本部	会計課(警察本部庁舎)、免許課(千葉運転免許センター)、流山運転免許センター(同センター)

**表2 監査の対象とした施設数・台数**

	施設数	台数
AEDが設置された県有施設(AED計画:平成28年10月現在)	395 施設	658 台
監査の対象とした県有施設	63 施設	116 台
県が自ら管理している県有施設(以下「直営施設」という。)	43 施設	64 台
指定管理者が管理している県有施設(以下「指定管理施設」という。)	20 施設	52 台

## 5 監査実施期間

平成30年10月から平成31年3月まで(職員調査を含む。)

## 6 監査の着眼点

次の項目を主な着眼点として、監査を実施した。

- ① AEDの調達は適切か。
- ② AEDの設置は適切か。
- ③ AEDの維持管理は適切か。

## 第2 県有施設におけるAEDの設置及び管理の概要

### 1 AED条例とAED計画

#### (1) AED条例

AEDの使用等の促進を図るため、平成28年9月に「千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」(以下「AED条例」という。)が制定された。

AED条例では、自動体外式除細動器をAEDと定義した上で、AEDの使用等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定・実施するとともに、AEDの効果的かつ効率的な設置を計画的に推進する責務を、県に課している。

そして、AEDの使用等の促進を図るため、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する基本的な計画を策定しなければならないとしている。

#### (2) AED計画

「千葉県におけるAEDの使用……について、総合的・効果的に促進するための基本的な方針」として、AED計画を、平成29年9月(計画期間：平成29年度～平成31年度)に定めている。

AED計画では、県有施設のAEDについて、設置基準及び目標設置率、表示基準、維持管理基準及び目標点検実施率が示されている。

## 2 県有施設における設置基準及び目標設置率

AED設置の効果を発揮するためには、施設の性質や規模に応じた設置が重要であり、県有施設のうちAEDを優先的に設置すべき個別具体的な施設基準である「設置基準」と「目標設置率」を定めている。

#### (1) 設置基準

AED計画では、以下の「設置基準」(同計画16ページ参照)を定めている。

条例第10条第1項で定めるAEDを設置する県有施設は次のとおりとする。

- (1) 心肺機能が停止した状態にある者の発生頻度が高い施設
- (2) 心肺機能が停止するリスクがあるイベント等が行われる施設
- (3) 心肺機能が停止した状態にある者を目撃される可能性が高い(人が多い)施設

## **(2) 目標設置率**

平成 28 年 10 月現在で、県有施設の 395 施設に 658 台の A E D が設置されている。

また、A E D 計画の「県有施設 A E D 設置目標施設一覧」には、「設置基準」に該当する 323 施設が掲載されており、その A E D 設置率は、平成 28 年度で 99.4% であり、それを目標の 100.0% にしている。

## **3 県有施設における表示基準、維持管理基準及び目標点検実施率**

救助実施者が A E D の設置されている施設及びその設置場所をいち早く知ることが、A E D のより早い使用につながるとして、県有施設における「表示基準」を定めている。

また、A E D の管理不備により、その性能が発揮されない事態を防止するため、県有施設について「維持管理基準」及び「目標点検実施率」を定めている。

### **(1) 表示基準**

A E D 計画では、以下の「表示基準」(同計画 17 ページ参照)を定めている。

条例第 10 条第 2 項で定める A E D の設置場所の表示は次のとおりとする。

- (1) 施設の出入口又は出入口に準ずる場所に A E D の設置施設である旨及び A E D 設置場所を表示する。
- (2) (1) に基づく表示に当たっては、より多くの施設利用者の目に付く場所に表示するよう配慮する。
- (3) (1) に基づく A E D の設置場所の表示に当たっては、地図による設置場所の表示に努める。ただし、文字による表示も妨げない。

### **(2) 維持管理基準**

A E D 計画では、以下の「維持管理基準」(同計画 17 ページ参照)を定めている。

条例第 10 条第 3 項で定める A E D の維持管理の基準を次のとおりとする。

- (1) A E D の設置者 (A E D の設置・管理について責任を有する者) は設置した A E D の日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検を実施する。

- (2) (1)の点検担当者は、次の事項を実施する。
- ①AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示しているか、日常的に点検し、記録する。
  - ②消耗品（電極パッド及びバッテリー）には使用期限や寿命があるので、製造販売業者等から交付される表示ラベルに消耗品の交換時期等を記載し、使用期限を日頃から把握して交換を適切に実施する。
  - ③消耗品の交換を実施する際は、新たな消耗品に添付された新しい表示ラベル等を使用して、次回の交換時期などを記載しAEDに取り付ける。
  - ④点検担当者は点検の必要性を十分に認識し継続的に実施する。また点検の担当者が代わったときは、確実に引き継ぎを行う。
- (3) 日常の点検が難しい場合は、販売業者、製造販売業者が提供しているサポートサービスの活用を検討する。
- (4) 設置場所の気温が氷点下になるなど寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等により、正しく作動しない可能性が指摘されているので、適切な温度管理の下での設置等に配慮する。

### **(3) 目標点検実施率**

県有施設のAEDについて、日常点検の実施状況は、平成28年度においては658台中609台で、点検実施率は92.6%であり、それを目標の100.0%にするとしている。

### 第3 監査の結果及び意見

監査対象機関におけるAEDの設置、管理及び使用の状況について調査を実施した。その結果及び意見については、次に示すとおりである。

#### 1 1台契約と複数台契約

物品の調達には、1台ずつ契約（以下「1台契約」という。）をするより、複数台をまとめて契約（以下「複数台契約」という。）をする方が契約事務は効率化し、調達金額が経済的と考えられる。

そこで、監査の対象である直営施設43施設64台のうち、県が賃貸借によって調達したAEDが設置された41施設46台について、複数台契約と1台契約の状況について調査した。

#### (1) 回答

##### ア 事務の効率化

設置されたAEDについて、複数台契約か1台契約か確認し、以下の表に施設ごとに整理し記載した。

なお、以下の表では、複数台契約によるものは、一つの契約で何台のAEDを契約しているか、その契約上の総台数を記載した。

**表3 施設ごとの複数台契約と1台契約**

	複数台契約	1台契約
知事部局	管財課及び健康福祉政策課が一括して調達 ・本庁舎・中庁舎・議会棟3台 ・本庁舎・南庁舎2台 ・健康福祉センター11台	各施設で個別調達 ・合同庁舎
教育庁	中央博物館及び学校安全保健課が一括して調達 ・中央博物館本館4台 ・県立学校139台 ・県立学校43台	各施設で個別調達 ・中央・西部・東部図書館及び現代産業科学館
警察本部	会計課が一括して調達 ・県警本部庁舎15台 ・千葉運転免許センター等97台	

**イ 経済的な調達**

**(ア) 単純比較**

複数台契約によって調達されたAEDと1台契約によるAEDの1台当たりの平均年間契約金額を比較し、金額ごとの分布を確認した。

**表4 調達方法と1台当たりの平均年間契約金額と分布（単純比較）**

	複数台契約	1台契約
AEDの調達台数	32台	14台
1台当たりの平均年間契約金額	36,641円	64,896円
2万円台	11台	0台
3万円台	5台	1台
4万円台	14台	1台
5万円台	2台	2台
6万円台	0台	4台
7万円台	0台	4台
8万円台	0台	2台

**(イ) 同機種・同条件での比較**

(ア) は契約金額だけの単純比較であり、保守点検、消耗品の交換の負担等の契約内容によって契約金額は異なることから、契約書及び仕様書（保守点検、消耗品の定期交換、設置費用）が類似し比較可能な4機種15台のAEDを機種ごとに、契約金額が低減しているか確認した。

その4機種15台について、契約ごとの状況は以下の表のとおりである。

なお、複数台契約をしているAEDについては、契約書により総台数を把握し、その総数を契約上の総台数（以下「契約総台数」という。）として、以下の表に記載した。

**表5 AED-2150**

契約総台数	1台当たりの年間契約金額（円）
1台	66,485
1台	66,485
1台	62,208
2台	59,616
97台	35,640

**表6 AED-3100**

契約総台数	1台当たりの年間契約金額（円）
1台	73,872
43台	37,325

**表7 ハートスタートFRx+**

契約総台数	1台当たりの年間契約金額（円）
11台	42,380
139台	24,002

**表8 ハートスタートHS1+**

契約総台数	1台当たりの年間契約金額（円）
1台	83,513
1台	76,464
1台	76,464
1台	75,168
1台	62,208
4台	29,549

## (2) 結果及び意見

### ア 事務の効率化

知事部局では、各健康福祉センター等が複数台契約により一括して調達する一方で、各合同庁舎は各施設で個別に調達している。教育庁では、博物館及び各県立学校は複数台契約により一括して調達する一方で、各図書館及び現代産業科学館は各施設で個別に調達している。

AEDの調達については、各施設が、それぞれ契約書及び仕様書を検討・作成（ひな型は示されていない。）し、個別に契約事務を行っている状況であった。

### イ 経済的な調達

契約金額だけの単純比較において、1台当たりの平均年間契約金額は約2倍の差があり、契約金額の分布も複数台契約が概ね2万円台～4万円台で、1台契約が概ね5万円台～8万円台となっている。

また、契約書及び仕様書が類似しているAEDでの比較においても、比較可能な全4機種において、契約台数が増加することによって、契約金額が低減する傾向が確認された。

(意見)

AEDを調達する際は、複数台契約による一括した調達を実施し、事務の効率化と経済的な調達に努められたい。

## 2 設置場所

AEDが速やかに使用されるためには、誰でもAEDが使用できるように配置されることが重要である。AEDの適正配置に関するガイドライン（平成25年9月9日一般財団法人救急医療財団）では、AEDの配置場所について「誰もがアクセスできる（カギをかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる）」ことを考慮すべきとされている。

そこで、設置されたAEDが施設の利用時間に職員を介さずに使用できるか調査した。

## (1) 回答

**表9 職員を介さずに使用できるか**

	使用できる	使用できない
直営施設	59 台	5 台
指定管理施設	37 台	15 台
合計	96 台	20 台

直営施設においては、職員を介さないと使用できない理由として「チケットカウンター内側に設置しているため」「教官室内にあるため」等が挙げられた。ただし、いずれの施設でも、施設の利用時には、AED設置場所に職員が常駐していることが確認された。

指定管理施設においては、職員を介さないと使用できないAEDのほとんどが、安全管理上の理由で、設置場所を事務所に設定しているものであった。ただし、設置場所に職員が常駐しており、施設内のイベントに応じてAEDを持ち出して、適宜対応している事例も見られた。

## (2) 結果及び意見

職員を介さないと使用できないAEDが、直営施設で5台(4施設)あり、指定管理施設で15台(10施設)あった。

職員を介さないと使用できないAEDは一定数あったが、全ての施設で職員が常駐しており、すぐにAEDは使える状況であった。

(意見)

教官室内、事務所に等に設置されたAEDについては、AEDの安全管理と使用可能性を比較考量し、設置場所について改めて検討されたい。

### 3 設置施設及び設置場所の表示

AED計画によれば、「救助実施者がAEDの設置されている施設及びその設置場所をいち早く知ることが、AEDのより早い使用につなが」として、県有施設での表示基準を定めている。

表示基準では、「AEDの設置施設である旨及びAED設置場所を表示する」として、いることから、それらの表示状況について調査した。

#### (1) 回答

表 10 設置施設である旨の表示の有無

	有	無
直営施設	41 施設	2 施設
指定管理施設	20 施設	0 施設
合計	61 施設	2 施設

表 11 設置場所の表示の有無

	有	無
直営施設	35 施設	8 施設
指定管理施設	17 施設	3 施設
合計	52 施設	11 施設

#### (2) 結果及び意見

AEDの設置施設である旨の表示がない施設は2施設であり、AED設置場所の表示がない施設は11施設であった。

なお、計画所管課において、AEDステッカー（設置施設の表示と設置場所を記載できるもの）を、県有施設には平成29年度末に配布し、更に求めがあれば配布できる状況であることが確認された。

(意見)

AED設置に係る表示をしていない施設は、AEDステッカー等により、AED計画の表示基準に従い表示されたい。

#### 4 耐用期間及び設置年月の把握

AEDは『高度管理医療機器』及び『特定保守管理医療機器』と定義されており…医療機器には、品質、有効性及び安全性の確保を維持する期間を明確化するために、製造販売会社が定めた『耐用期間』が設定されて」(平成26年7月9日一般社団法人電子情報技術産業協会) いる。

また、『耐用期間』を過ぎたAEDは、できる限り速やかな更新」(同) が推奨されていることから、設置されているAEDが耐用期間を経過していないか、AEDの設置年月を把握しているか調査した。

##### (1) 回答

表 12 耐用期間の状況

	耐用期間内	耐用期間経過	耐用期間不明
直営施設	61 台	1 台	2 台
指定管理施設	48 台	0 台	4 台
合計	109 台	1 台	6 台

耐用期間を経過したAEDは、直営施設で1台あり、耐用期間を1年4ヶ月経過していた。所属では、耐用期間を経過したことから、「日常点検により正常に作動することを確認しながら、更新を検討してきた。」とのことであった。

なお、平成31年4月にAEDの更新を行う予定であるとのことであった。

**表 13 設置年月の把握の状況**

	把握している	把握していない
直営施設	64 台	0 台
指定管理施設	52 台	0 台
合計	116 台	0 台

## (2) 結果及び意見

耐用期間が経過していたAEDは1台であり、耐用期間不明のAEDは直営施設で2台（1施設）、指定管理施設で4台（1施設）あった。

また、いずれの施設においても、AEDの設置年月を把握しており、設置年月が不明なAEDはなかった。

(意見)

耐用期間が経過したAEDについては、正常に作動しない可能性があるため、できる限り速やかに更新されたい。

耐用期間を把握していないAEDについても、正常に作動しない危険があるため、速やかに耐用期間について把握されたい。

## 5 消耗品の使用期限

AED計画に定める維持管理基準によれば、「消耗品（電極パッド及びバッテリー）には使用期限や寿命があるので、…使用期限を日頃から把握して交換を適切に実施する。」ことが定められている。そこで、設置されたAEDの電極パッド及びバッテリーの使用期限が切れていないか調査した。

### (1) 回答

**表 14 電極パッドの使用期限**

	期限内	期限切れ	期限不明
直営施設	62 台	0 台	2 台
指定管理施設	48 台	0 台	4 台
合計	110 台	0 台	6 台

**表 15 バッテリーの使用期限**

	期限内	期限切れ	期限不明
直営施設	57 台	2 台	5 台
指定管理施設	48 台	0 台	4 台
合計	105 台	2 台	9 台

直営施設でバッテリーの期限が切れていたAEDは2台（2施設）であった。

そのうち1台にあっては、年に1回AED講習会を行った際にバッテリーを確認していたが、平成30年度は講習会を別の場所で開催したため、期限切れに気付かなかった。

他の1台にあっては、賃貸借により設置されたAEDであり、日常点検を毎日実施していたが、バッテリーの期限切れには気付かなかった。

2台とも業者によるバッテリーの定期交換を含まないものであった。

なお、いずれのAEDも職員調査における指摘後、新たなバッテリーに交換されている。

また、「バッテリー等の交換時期が記載されたステッカーを収納ボックスガラス面に配置し、職員の確認を徹底する。」「来年度より定期交換を含む賃貸借契約に変更する。」という対策を取るとしている。

## (2) 結果及び意見

電極パッドについては、期限切れのものは確認されなかったが、期限不明のものが直営施設で2台（2施設）、指定管理施設で4台（1施設）あった。

バッテリーについては、期限切れのものが2台（2施設）あり、期限不明のもの

が直営施設で5台（4施設）、指定管理施設で4台（1施設）あった。

（意見）

使用期限を過ぎたバッテリーが装着されたAEDについては、正常に作動しない危険があるため、速やかにバッテリーの交換を実施されたい。

使用期限を把握していない電極パッド及びバッテリーについても、正常に作動しない危険があるため、速やかに使用期限について把握されたい。

## 6 消耗品の使用期限の表示

AED計画に定める維持管理基準によれば、「表示ラベルに消耗品の交換時期等を記載」することが定められている。

また、「外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け」（平成21年4月16日厚生労働省）ることとされていることから、表示ラベルが適切に取り付けられているかを調査した。

### （1）回答

表 16 表示ラベルの状況

	取り付けており、外部から容易に確認できる	取り付けているが、外部から容易に確認できない	取り付けていない
直営施設	51台	7台	6台
指定管理施設	38台	8台	6台
合計	89台	15台	12台

### （2）結果及び意見

表示ラベルを取り付けていないAEDについては、直営施設では6台（6施設）、指定管理施設では6台（2施設）であったが、指定管理施設の2台（1施設）については、保守管理会社が管理している旨のラベルが取り付けられていた。

また、表示ラベルを取り付けているが、外部から容易に確認できないAEDにつ

いては、直営施設では7台（4施設）、指定管理施設では8台（3施設）であった。

（意見）

消耗品（電極パッド及びバッテリー）を適切に管理するために、表示ラベルの取り付けを徹底されたい。

また、取り付けているが、外部から容易に確認できないAEDについては、収納ケース等に表示ラベルを取り付ける等、表示ラベルの取り付け方法を工夫されたい。

## 7 日常点検

AED計画によれば、AEDの管理不備により、その性能が発揮されない事態を防止するため、適切な維持管理を行う必要があるとして、県有施設での維持管理基準を定めている。

その維持管理基準では、AEDの日常点検等を実施する者として点検担当者を配置し、「日常的に点検」することを求めていることから、点検担当者による日常点検の状況について調査した。

さらに、その結果を踏まえ、日常点検をしていない又は年1回・不定期の施設については、消耗品（電極パッド・バッテリー）の定期交換契約の有無も調査した。

なお、日常点検とは、AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態であることを確認することと明示して調査した。

### （1）回答

#### ア 日常点検の頻度

**表 17 日常点検の頻度**

	毎日 (※1)	週 1 回	月 1 回	年 1 回又は不定期 (※2)	日常点検をしていない
直営施設	22 施設	3 施設	6 施設	5 施設	7 施設
指定管理施設	7 施設	3 施設	4 施設	3 施設	3 施設
合計	29 施設 (46%)	6 施設 (9%)	10 施設 (16%)	8 施設 (13%)	10 施設 (16%)

※1 業者のサポートサービスが毎日とした 4 施設を含む。

※2 点検担当者はいないが、業者が年 1 回又は不定期に点検とした 4 施設を含む。

**表 18 日常点検と消耗品の定期交換**

	日常点検をしていない又は年 1 回・不定期の施設	左のうち消耗品の定期交換を含まない契約を締結している施設
直営施設	12 施設	1 施設 (1 台)
指定管理施設	6 施設	4 施設 (7 台)
合計	18 施設	5 施設 (8 台) ※

※ このうち 2 施設 (5 台) は、消耗品の使用期限不明又は経過とも回答

### イ 日常点検をしていない主な理由

- ・消耗品の定期交換で十分だと思っていたため
- ・特段の説明を受けておらず保守点検で大丈夫と思っていたため
- ・設置場所が事務室近くであり、異常があれば警告音が鳴り気づくことになるのでインジケータを確認していない

なお、AEDを複数台契約により一括して調達した課によれば、AED設置時に設置業者から設置施設に対して、日常点検等の必要性を説明させているとのことであった。

## ウ 日常点検を実施している施設での工夫

- ・退庁時に、施錠等確認票に記載されているAEDの確認項目によりチェック
- ・毎日の施設（の開庁）準備行動としてバッテリーチェック等の視認確認
- ・庁舎の総合管理委託業者が週1回程度、目視確認を実施（報告書に記載されて提出）

## （2）結果及び意見

日常点検を毎日又は週1回実施している施設は35施設（約55%）であった。

一方で、月1回の点検をしている施設は10施設（約16%）であり、日常点検をしていない又は年1回・不定期の施設は18施設（約29%）であったことから、日常点検に課題がある施設は、28施設（約45%）であった。

AEDの自己点検機能により異常が生じると警告音が鳴るものもあり、日常点検の頻度が低い施設のAEDが直ちに性能を発揮できないとまでは評価できないが、「日常的に点検」というAED計画に定める維持管理基準には適合していないAEDである。

さらに、日常点検をしていない又は年1回・不定期の18施設のうち、消耗品の定期交換を含まない契約を締結している5施設の8台については、使用可能な状態か疑問のあるAEDである。

また、日常点検をしていない理由としては、日常点検の必要性を認識していないこと、AED設置時の必要性の説明のみで定期的な周知がないこと、消耗品の交換や保守点検で十分と誤解していること等が考えられる。

なお、日常点検を適切に実施している施設の中においては、何かの作業に関連付けるといった工夫をすることで、日常点検を継続している施設があった。

また、計画所管課においては、AED計画の推進体制が脆弱な中でも定期的な調査を行い今後も全数調査を予定しており、さらに、現在のAED計画の終期までに次期計画を検討するプロジェクトチームを立ち上げ、関係する課で日常点検の必要性をどのように周知していくのか検討する予定としている。

(意見)

日常点検をしていない又は頻度が低い施設（月1回以下）は、AED計画で定める維持管理基準に基づく日常点検を実施されたい。

計画所管課、庁舎管理の指導課及びAEDを一括して調達した課並びに各指定管理施設の主務課は、AED設置状況調査、庁舎管理に係る説明、指定管理者との協議等の機会を活用して、定期的に同基準の周知を図られたい。

その際には、日常点検を継続している施設の工夫事例を紹介する等、日常点検を継続しやすい方法を周知されたい。

## 8 日常点検記録簿

AED計画に定める維持管理基準によれば、AEDが正常に使用可能な状態を示しているか、日常的に点検し、「記録する」としている。これは、「AEDを使用する際、そのAEDが正常状態であったことがわかるように」（AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A（平成21年4月16日厚生労働省））するものである。

そこで、日常点検記録簿の有無とその理由について調査した。

### (1) 回答

表19 日常点検記録簿の有無

	有	無
直営施設	21 施設	22 施設
指定管理施設	13 施設	7 施設
合計	34 施設	29 施設

**表 20 日常点検記録簿がない理由**

	必要であることを認識していない	業者が管理・保守点検している	問題があったら記録・対応する	その他（特になし等）
直営施設	12 施設	3 施設	5 施設	2 施設
指定管理施設	3 施設	1 施設	2 施設	1 施設
合計	15 施設	4 施設	7 施設	3 施設

## (2) 結果及び意見

日常点検記録簿は半数近くの 29 施設で備えておらず、その必要性を認識していなかったり、誤って認識していた。

(意見)

日常点検記録簿のない施設については、日常点検の記録をされたい。

計画所管課、庁舎管理の指導課及びAEDを一括して調達した課並びに各指定管理施設の主務課は、日常点検記録簿の必要性について、定期的に周知されたい。

## 9 操作訓練の実施及び施設職員の受講

救命の現場に居合わせた施設の職員が、AEDを躊躇せずに使用できるようにするため、AEDの使用に必要な講習を受けていることが望ましく、また、AED計画では教職員に対し講習会を実施することとしていることから、各施設でのAED操作訓練及び受講状況について調査した。

### (1) 回答

**表 21 操作に関する講習・研修を受講した職員の有無**

	有	無	不明
直営施設	39 施設	0 施設	4 施設
指定管理施設	20 施設	0 施設	0 施設
合計	59 施設	0 施設	4 施設

**表 22 施設での操作訓練の方法**

	消防訓練 の際に実 施	防災訓練 の際に実 施	賃貸借契 約等によ る講習会	生徒向け の講習時 に実施	講習会実 施、訓練 の受講等	実施して いない
直営施設	4 施設	4 施設	4 施設	5 施設	17 施設	9 施設
指定管理 施設	3 施設	1 施設	0 施設	1 施設	12 施設	3 施設
合計	7 施設	5 施設	4 施設	6 施設	29 施設	12 施設

## (2) 結果及び意見

ほとんどの施設でAED操作訓練を受講した職員が存在した。

また、施設によっては、賃貸借契約の中で設置業者に年1回の講習の実施を義務付けたり、毎年の消防訓練等の際にAED操作訓練を組み入れることで、継続的に行えるような取組を行っている。

その一方で、施設としての操作訓練は義務とまでは言えないためか、実施していない施設は12施設であった。

(意見)

操作訓練を実施していない施設は、実施について検討されたい。

計画所管課、庁舎管理の指導課及びAEDを一括して調達した課並びに各指定管理施設の主務課は、操作訓練を実施している施設での実施方法の周知を検討されたい。

## 10 使用実績及び施設からの意見等

平成 27 年度から平成 29 年度までの AED の使用実績を調査したところ、指定管理施設の 5 施設で 10 件の使用実績があり、年度ごとの内訳は以下のとおりであった。

- ・ 27 年度……………3 施設で 3 件
- ・ 28 年度……………3 施設で 5 件
- ・ 29 年度……………2 施設で 2 件

また、各施設に対して、AED の設置、管理及び使用に係る課題、提案、意見等の記入を求めたところ、以下の意見があった。

- ・ 賃貸借契約を行う際に、仕様書において契約業者に対し AED の操作説明の研修を年 1 回以上義務付ける項目を設定するよう指導すれば良いのではないかと。
- ・ 仕様書に最低限必要な項目を例示してもらえれば良いのではないかと。

#### 第4 おわりに

今回、行政監査としてAEDを取り上げ、63の県有施設に設置された116台のAEDを監査の対象とした。

監査の結果、AEDの調達、設置及び管理について一定の課題が確認され、個々の課題については「第3 監査の結果及び意見」において意見を述べたとおりである。

救命の現場において、AEDを使用することにより、生存率や社会復帰率が高まることは周知のとおりであり、AED計画によれば県有施設ではすでに658台のAEDが設置されている。

しかし、医療機器であるAEDは適切な管理を行わなければ、正常に作動せず、人の生命や身体に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な管理が強く求められる。

また、県有施設に設置するAEDは、様々な工夫をすることにより、経済的に調達し、及び適切に設置することが望まれる。

今回の監査の結果及び意見を参考として、計画所管課、庁舎管理の指導課及びAEDを一括して調達した課並びに各指定管理施設の主務課においては、相互に連携を図り、設置及び管理を適切に実施するための取組並びに経済的に調達するための取組を一層推進するとともに、各施設においては、AEDの適切な設置及び管理を更に進められたい。

## 第5 資料

### 1 各施設の回答 ※平成30年10月1日時点

#### (1) 「定期交換の有無等（直営施設）」

別紙1

#### (2) 「定期交換の有無等（指定管理施設）」

別紙2

#### (3) 「日常点検の頻度・記録簿の有無（直営施設）」

別紙3

#### (4) 「日常点検の頻度・記録簿の有無（指定管理者）」

別紙4

### 2 AED条例、AED計画、通知等

#### (1) 「千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例（抜粋）」（平成二十八年条例第五十七号）

別紙5

#### (2) 「千葉県AED等普及促進計画（抜粋）」（平成29年9月策定）

別紙6

#### (3) 「「耐用期間」を過ぎたAEDの速やかな更新のお願い」（平成26年7月9日一般社団法人電子情報技術産業協会）

別紙7

#### (4) 「AEDの適正配置に関するガイドライン（抜粋）」（平成25年9月9日一般財団法人救急医療財団）

別紙8

## 定期交換の有無等（直営施設）

No	施設名	設置場所	販売・賃貸業者等によるバッテリー・電極パッドの定期交換を含む購入・賃貸借か	一括契約の有無	電極パッドの使用期限	バッテリーの使用期限
1	本庁舎	12階リフレッシュルーム	○	○	2020年1月	2020年5月
1	本庁舎	1階受付カウンター脇	○	○	2020年2月	2020年4月
1	中庁舎	1階東側ロビー	○	○	2020年2月	2023年3月
1	議会棟	3階西側通路奥	○	○	2020年2月	2023年3月
1	議会棟	6階西側通路奥			2019年9月	2021年4月
1	南庁舎	1階ロビー	○	○	2020年1月	2020年5月
2	東葛飾合同庁舎	松戸健康福祉センター2階執務室内	○		2018年11月	2019年8月
3	印旛合同庁舎	1階ロビー（保健所前）	○		2020年4月	2019年6月
4	香取合同庁舎	香取合同庁舎 1階ラウンジ	○		2020年9月	2022年9月
5	海匝合同庁舎	1階ロビー壁面	○		2019年3月	2021年3月
6	山武合同庁舎	1階ロビー	○		2019年3月	2021年2月
7	長生合同庁舎	1F玄関ホールのエレベーター脇	○		2021年3月	2021年8月
8	夷隅合同庁舎	1階通路	○		2019年3月	2021年2月
9	安房合同庁舎	2階廊下	○		2020年11月	2021年1月
10	君津合同庁舎	君津地域振興事務所 庁舎入口内	○		2019年7月	2021年2月
11	船橋合同庁舎	1階 玄関 自動ドア付近	○		2019年5月	2021年7月
12	習志野健康福祉センター	正面玄関エレベーター横	○	○	2020年9月	2020年11月
13	市川健康福祉センター	1階事務室内窓前	○	○	2020年9月	2022年3月
14	野田健康福祉センター	1階入口壁面	○	○	2020年9月	2020年11月
15	印旛健康福祉センター成田支所	職員事務室	○	○	2020年9月	2020年11月
16	海匝健康福祉センター	職員事務室前	×		2019年2月	2018年8月
16	海匝健康福祉センター 八日市場地域保健センター	2階 事務室	○	○	2020年9月	2020年11月
16	海匝健康福祉センター 八日市場地域保健センター	2階 事務室	×		2019年5月	2021年2月
17	山武健康福祉センター	1Fロビー	○	○	2020年9月	2020年11月
18	夷隅健康福祉センター	1階入口	○	○	2020年9月	2020年11月
19	安房健康福祉センター	2階事務室	○	○	2020年9月	2020年11月
19	安房健康福祉センター 鴨川地域保健センター	1階事務室窓口	○	○	2020年9月	2020年11月
20	君津健康福祉センター	1階玄関ホール壁面	○	○	2020年9月	2020年11月
21	市原健康福祉センター	保健所受付窓口付近	○	○	2020年9月	2020年11月
22	中央図書館	1階正面玄関受付	○		2021年2月	2020年6月
23	西部図書館	本館 1階閲覧室	○		2020年11月	2018年12月
24	東部図書館	閲覧室内カウンター後ろ	○		2020年4月	2022年3月
25	美術館	正面玄関エントランス壁面	○		2020年1月	2020年4月
26	中央博物館本館	2階受付	○	○	2019年4月	2021年4月
27	現代産業科学館	チケットカウンター	×		2019年3月	2018年7月

定期交換の有無等（直営施設）

No	施設名	設置場所	販売・賃貸業者等によるバッテリー・電極パッドの定期交換を含む購入・賃貸借か	一括契約の有無	電極パッドの使用期限	バッテリーの使用期限
28	千葉東高等学校	保健室前	○	○	2019年3月	2021年4月
28	千葉東高等学校	小体育館入口			2019年2月	2022年9月
29	千葉工業高等学校	体育館入口外			2020年4月	不明
29	千葉工業高等学校	職員事務室前	○	○	2019年3月	2021年4月
30	八千代高等学校	職員玄関前			2020年12月	2020年12月
30	八千代高等学校	体育館ステージ			2020年9月	2021年7月
30	八千代高等学校	保健室外出入口	○	○	2019年3月	2021年4月
31	船橋高等学校	管理・普通教室棟 1階 保健室内			2019年8月	2020年10月
31	船橋高等学校	管理・普通教室棟 1階 体育科前	○	○	2019年3月	2021年4月
31	船橋高等学校	セミナーハウス 玄関前			2019年10月	2020年12月
32	葉園台高等学校	第2体育館前	○	○	2021年3月	2021年3月
32	葉園台高等学校	玄関脇			2019年7月	2019年7月
33	国分高等学校	管理棟1階事務室前	○	○	2019年3月	2021年4月
33	国分高等学校	昇降口1階 購買室前	○		不明	不明
34	松戸向陽高等学校	職員事務室前	○		2020年9月	2020年3月
34	松戸向陽高等学校	体育館入口前			2019年2月	2020年6月
34	松戸向陽高等学校	体育準備室前	○	○	2019年3月	2021年4月
35	柏南高等学校	保健室前廊下	○	○	2019年3月	2021年4月
35	柏南高等学校	中庭西側渡り通路			2019年3月	2021年4月
36	佐原白楊高等学校	運動場管理棟器具庫内	○	○	2020年10月	不明
36	佐原白楊高等学校	武道場出入口			2020年9月	不明
37	姉崎高等学校	職員玄関内	○	○	2019年3月	2021年4月
37	姉崎高等学校	体育館1F 教官室内			不明	不明
38	市原八幡高等学校	体育館1F 体育教官室入口			2020年9月	2019年12月
38	市原八幡高等学校	管理・特別教室棟1F 職員玄関	○	○	2020年10月	2020年6月
39	警察本部庁舎	警察本部道場	○	○	2020年5月	2022年1月
39	警察本部庁舎	警察本部受付	○	○	2020年4月	2019年5月
40	千葉運転免許センター	本館1階ホール内	○	○	2020年5月	2022年1月
41	流山運転免許センター	1階16番窓口カウンター上（ロビー側）	○	○	2020年5月	2022年1月

※本庁舎・中庁舎・議会棟・南庁舎は1施設扱い、2つの地域保健センターはそれぞれ1施設扱い

定期交換の有無等（指定管理者）

No	施設名	設置場所	販売・賃貸業者等によるバッテリー・電極パッドの定期交換を含む購入・賃貸借か	電極パッドの使用期限	バッテリーの使用期限
42	生涯大学校京葉学園	1階ロビー		2020年4月	2019年7月
42	福祉ふれあいプラザ	トレーニングルーム	○	2019年4月	2019年5月
42	福祉ふれあいプラザ	ふれあいホール	○	2019年7月	2020年5月
42	福祉ふれあいプラザ	事務室	○	2019年7月	2020年5月
43	障害者スポーツ・レクリエーションセンター	事務所	○	2019年10月	2019年9月
44	片貝自然公園施設	ふるさと自然公園センター	○	2019年10月	2021年9月
44	勝浦海中公園	事務所内	○	2020年5月	2022年3月
45	南総文化ホール	ホール入り口横	×	2019年3月	2020年9月
45	文化会館	会館事務室	×	2020年4月	2020年11月
46	日本コンベンションセンター	中央エントランス内	○	2020年9月	2020年5月
46	日本コンベンションセンター	中央モール（2ホール前）	○	2019年4月	2020年10月
46	日本コンベンションセンター	中央モール（4ホール前）	○	2019年4月	2020年10月
46	日本コンベンションセンター	中央モール（7ホール前）	○	2019年4月	2020年10月
46	日本コンベンションセンター	エスプラナード中央（10ホール前）	○	2019年4月	2020年10月
46	日本コンベンションセンター	サブ管理センター	○	2020年5月	2021年7月
46	日本コンベンションセンター	メッセ駐車場 管理棟A棟	○	2019年4月	2020年10月
46	日本コンベンションセンター	メッセ駐車場 管理棟B棟	○	2020年12月	2020年8月
46	日本コンベンションセンター	エスプラナード北（11ホール前）	○	2020年12月	2020年8月
47	東葛テクノプラザ	エントランス	×	2019年3月	2020年5月
48	かずさアカデミアホール	ホール小会議室前エスカレーター付近	×	2019年6月	2019年7月
49	清和県民の森	木のふるさと館内受付付近	○	2019年6月	2021年7月
49	清和県民の森	ロッジ村管理棟内受付付近	○	2019年6月	2022年3月
49	船橋県民の森	管理事務所内	×	2019年10月	2019年10月
50	千葉ポートパーク	管理事務所内	○	2020年6月	2022年10月
51	青葉の森公園	公園センター	○	2019年5月	2019年5月
51	青葉の森公園	つくしんぼの家	○	2019年5月	2019年5月
51	柏の葉公園 公園センター	事務所内	○	2019年6月	2021年3月
51	柏の葉公園 総合競技場	エントランス内自動販売機	○	2020年4月	2021年2月
51	柏の葉公園 茶室	玄関内	○	2019年6月	2021年3月
51	柏の葉公園 庭球場	エントランス内	○	2019年6月	2021年3月
51	柏の葉公園 ボートハウス	事務所内	○	2019年6月	2021年3月

定期交換の有無等（指定管理者）

No	施設名	設置場所	販売・賃貸業者等によるバッテリー・電極パッドの定期交換を含む購入・賃貸借か	電極パッドの使用期限	バッテリーの使用期限
51	柏の葉公園 野球場	事務所内	○	2019年6月	2021年3月
51	柏の葉公園 レストハウス	事務所内	○	2019年6月	2021年3月
51	柏の葉公園 コミュニティ体育館	エントランス内自動販売機	○	2020年4月	2021年1月
52	手賀の丘少年自然の家	1Fホール自販機		2020年4月	2021年11月
52	水郷小見川少年自然の家	1F事務室	○	2020年4月	2022年2月
52	水郷小見川少年自然の家	1F事務室	○	2020年4月	2021年9月
53	房総のむら	総屋受付	×	不明	不明
53	房総のむら	管理棟医務室	×	不明	不明
53	房総のむら	風土記の丘資料館受付	×	不明	不明
53	房総のむら	下総の農家	×	不明	不明
54	国際総合水泳場	選手控室、サブプール	○	2020年4月	2022年4月
54	総合スポーツセンター	ソフトボール場（入口）	○	2020年5月	2023年9月
54	総合スポーツセンター	武道館（1F入口）	○	2020年5月	2021年6月
54	総合スポーツセンター	陸上競技場（1F入口）	○	2020年5月	2021年6月
54	総合スポーツセンター	第二陸上競技場（入口）	○	2020年5月	2021年6月
54	総合スポーツセンター	宿泊研修所（1F受付）	○	2020年5月	2021年6月
54	総合スポーツセンター	体育館1F競技場入口（競技場内）	○	2020年12月	2021年6月
54	総合スポーツセンター	庭球場（クラブハウス中央）	○	2020年5月	2021年6月
54	総合スポーツセンター	弓道場（職員控え室前・廊下）	○	2020年5月	2021年6月
54	総合スポーツセンター	サッカーラグビー場（クラブハウス入口）	○	2020年5月	2021年6月
54	総合スポーツセンター	スポーツ科学センター（2F・保健室）	○	2020年5月	2021年6月

## 日常点検の頻度・記録簿の有無（直営施設）

No	施設名	日常点検の頻度						記録簿の有無	
		毎日	週一回	月一回	年一回	不定期	点検をしていない	有り	無し
1	本庁舎、中庁舎、議会棟、南庁舎	○						○	
2	東葛飾合同庁舎						○		○
3	印旛合同庁舎					※2			○
4	香取合同庁舎	○						○	
5	海匠合同庁舎	○						○	
6	山武合同庁舎	○							○
7	長生合同庁舎		○						○
8	夷隅合同庁舎	○						○	
9	安房合同庁舎	○							○
10	君津合同庁舎	※1							○
11	船橋合同庁舎						○		○
12	習志野健康福祉センター						○		○
13	市川健康福祉センター	○						○	
14	野田健康福祉センター			○					○
15	印旛健康福祉センター成田支所	○						○	
16	海匠健康福祉センター				○				○
16	海匠健康福祉センター八日市場地域保健センター	○						○	
17	山武健康福祉センター	○						○	
18	夷隅健康福祉センター						○		○
19	安房健康福祉センター	○						○	
19	安房健康福祉センター鴨川地域保健センター	○						○	
20	君津健康福祉センター		○						○
21	市原健康福祉センター			○					○
22	中央図書館			○					○
23	西部図書館	○						○	
24	東部図書館	○							○
25	美術館			○				○	
26	中央博物館			○				○	
27	現代産業科学館	○						○	
28	千葉東高等学校	○						○	
29	千葉工業高等学校					※2			○
30	八千代高等学校						○		○
31	船橋高等学校						○		○
32	葉園台高等学校					○			○
33	国分高等学校					○		○	
34	松戸向陽高等学校						○		○
35	柏南高等学校		○						○
36	佐原白楊高等学校			○				○	
37	姉崎高等学校	○						○	
38	市原八幡高等学校	※1							○
39	千葉県警察本部庁舎（受付・道場）	○						○	
40	千葉運転免許センター	○						○	
41	流山運転免許センター	○						○	

※1 業者のサポートサービスが毎日

※2 点検担当者はいないが業者が年1回又は不定期に点検

## 日常点検の頻度・記録簿の有無（指定管理者）

No	施設名	日常点検の頻度						記録簿の有無	
		毎日	週一回	月一回	年一回	不定期	点検をしていない	有り	無し
42	生涯大学校京葉学園				※2				○
42	福祉ふれあいプラザ	○						○	
43	障害者スポーツ・レクリエーションセンター	○						○	
44	勝浦海中公園施設					○		○	
44	片貝自然公園施設	○						○	
45	南総文化ホール					※2			○
45	文化会館		○					○	
46	日本コンベンションセンター			○				○	
47	東葛テクノプラザ		○						○
48	かずさアカデミアホール						○		○
49	清和県民の森			○				○	
49	船橋県民の森						○		○
50	千葉ポートパーク	※1						○	
51	青葉の森公園		○					○	
51	柏の葉公園	○							○
52	手賀の丘少年自然の家			○				○	
52	水郷小見川少年自然の家			○				○	
53	房総のむら						○		○
54	国際総合水泳場	○						○	
54	総合スポーツセンター	※1		○				○	

※1 業者のサポートサービスが毎日

※2 点検担当者はいないが業者が年1回又は不定期に点検

## 千葉県 A E D の使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例（抜粋）

（平成二十八年条例第五十七号）

（目的）

**第一条** この条例は、緊急時における適切かつ迅速な A E D の使用及び心肺蘇生法の実施が、要救助者の救命率の向上及び後遺症の軽減に果たす役割の重要性に鑑み、A E D の使用及び心肺蘇生法の実施の促進について、県の責務等を明らかにし、県その他の者が取り組むべき基本的な事項を定めることにより、A E D の使用及び心肺蘇生法の実施の促進を図るとともに、誰もが要救助者に対して自発的かつ積極的に A E D を使用し、及び心肺蘇生法を実施することができる環境をつくり、もって一人でも多くの要救助者の救命及び後遺症の軽減を実現することを目的とする。

（定義）

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 A E D 自動体外式除細動器をいう。
- 二～四 （略）

（基本計画）

**第七条** 知事は、A E D の使用及び心肺蘇生法の実施の促進を図るため、A E D の使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 A E D の使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する基本的な方針
- 二 A E D の使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する目標
- 三 A E D の使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前各号に掲げるもののほか、A E D の使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（学校及び保育所等における取組の促進）

**第八条** 県は、市町村、事業者その他の関係者と連携し、学校（略）の教職員及び保育所等（略）の教職員に対し、A E D の使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識、技能及び指導方法を習得させ、及び維持向上させるよう努めるものとする。

2 （略）

3 県立中学校及び県立高等学校は、生徒に対し、心肺蘇生法の実施又は A E D の使用に関する実習を行うものとする。

4・5 （略）

（県有施設における A E D の設置等）

**第十条** 県は、別に定める県有施設に A E D を設置するものとする。

2 県は、前項に規定する県有施設において、別に定める基準に従って、A E D を設置した場所を適切に表示するものとする。

3 県は、別に定める基準に従って、その所有する A E D を適切に維持管理するものとする。

4 県は、行事を主催するときは、当該行事の開催場所に A E D の確保を図るものとする。

（見直し）

**第十六条** 知事は、この条例の施行後三年を経過するごとに、この条例の規定及び実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 千葉県AED等普及促進計画（抜粋）

（平成29年9月策定）

（計画期間：平成29年度～31年度年度）

### 第2章 現状と課題

#### 6. 県有施設におけるAEDの管理状況

県有施設のAEDについて、点検担当者の配置状況や日常点検の実施率を調べたところ、点検担当者を置いているAEDは658台のうち606台であり、全体の約92%の配置状況となっています。また、設置台数ごとの日常点検の状況は、658台中609台で点検が行われており、点検実施率は92.6%でした（いずれも平成28年10月）。

さらに、職員等による日常点検のほか、販売・賃貸業者等による定期点検が実施されているAEDまで範囲を広げると、その点検割合は約98.8%でした（平成27年12月）。

### 第3章 重点的な施策・取組

#### 施策1. AEDの設置促進

##### 1. 課題と方向性

- AEDについては、いたずらに設置数を増やしても十分な効果をあげられるとは限りません。日本循環器学会AED検討委員会の「AEDの具体的設置・配置基準による提言」によれば、「院外心停止の7割以上が住宅で発生するが、目撃される割合、VF（心室細動）の検出頻度は公共場所の方が高く、除細動の適応となり、救命される可能性も高い。そのため、先進国では公共場所を中心としたAED設置が推奨されてきた」とあります。
- このため、今後は、公共的な施設を中心にAEDの効果的・効率的な設置を進めていく必要があります。

##### 2. 県の活動目標

指標名	現状 (H28年度)	目標
県有施設へのAED設置率 ※本計画の資料編に記載された、AEDを設置する県有施設一覧に対する整備率	99.4%	100.0%

##### 3. 具体的な取組

<p>【設置基準】本計画資料編「県有施設AED設置目標施設一覧」を参照 条例第10条第1項で定めるAEDを設置する県有施設は次のとおりとする。</p> <p>(1) 心肺機能が停止した状態にある者の発生頻度が高い施設</p> <p>(2) 心肺機能が停止するリスクがあるイベント等が行われる施設</p> <p>(3) 心肺機能が停止した状態にある者を目撃される可能性が高い（人が多い）施設</p>
--

#### 施策2. 適切なAEDの表示と維持管理

##### 1. 課題と方向性

- 県民が利用できるAEDについては、日常的な点検が適切に実施されていれば防げたかもしれない不具合の事例が報告されています。
- 平成25年度に行われた厚生労働省のAED製造販売業者に対するアンケート結果によれば、日常的な点検や消耗品の交換が徹底されていないケースの原因として、維持管理の必要性の認識不足や点検担当者の変更などがあることが確認されています。
- AEDを適切に維持管理し、機器の不具合を防止するためには、管理者へ管理方法などの周知を徹底し、製造販売業者などが提供する管理情報やサポートサービスを活用することが有効であり、今後とも、その周知徹底に努める必要があります。

## 2. 県の活動目標

指標名	現状 (H28年度)	目標
AEDが設置された県有施設におけるAED点検実施率	92.6%	100.0%

## 3. 具体的な取組

### 【表示基準】

条例第10条第2項で定めるAEDの設置場所の表示は次のとおりとする。

- (1) 施設の出入口又は出入口に準ずる場所にAEDの設置施設である旨及びAED設置場所を表示する。
- (2) (1)に基づく表示に当たっては、より多くの施設利用者の目に付く場所に表示するよう配慮する。
- (3) (1)に基づくAEDの設置場所の表示に当たっては、地図による設置場所の表示に努める。ただし、文字による表示も妨げない。

### 【維持管理基準】

条例第10条第3項で定めるAEDの維持管理の基準を次のとおりとする。

- (1) AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者）は設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検を実施する。
- (2) (1)の点検担当者は、次の事項を実施する。
  - ① AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示しているか、日常的に点検し、記録する。
  - ② 消耗品（電極パッド及びバッテリー）には使用期限や寿命があるので、製造販売業者等から交付される表示ラベルに消耗品の交換時期等を記載し、使用期限を日頃から把握して交換を適切に実施する。
  - ③ 消耗品の交換を実施する際は、新たな消耗品に添付された新しい表示ラベル等を使用して、次回の交換時期などを記載しAEDに取り付ける。
  - ④ 点検担当者は点検の必要性を十分に認識し継続的に実施する。また点検の担当者が変わったときは、確実に引き継ぎを行う。
- (3) 日常の点検が難しい場合は、販売業者、製造販売業者が提供しているサポートサービスの活用を検討する。
- (4) 設置場所の気温が氷点下になるなど寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等により、正しく作動しない可能性が指摘されているので、適切な温度管理の下での設置等に配慮する。

**施策3. 県民へのAED情報の提供**（略）

**施策4. 救命講習受講者の増加**（略）

**施策5. 学校での救命講習の実施**

### 1. 課題と方向性

- 日本においては、平成20年以降、中学・高校の学習指導要領には心肺機能停止状態時のAEDの必要性が記載されたほか、文部科学省の学校安全推進事業として、教職員に対する心肺蘇生法実技講習会の実施が推進されています。
- また、平成26年度の国通知では「児童生徒がAEDを使用するに当たっては、AEDに係る知識を学ぶとともに、実習を行うことも有効です」として更なる取組みを促しており、学校教育における救命に関する教育意識の高まりが感じられます。
- 学校において、児童や生徒が、命の尊さを学び、AEDを含む心肺蘇生法に触れることは非常に重要であるため、これまで以上に習得機会の確保やAED実習の実施を検討する必要があります。

## 2. 県の活動目標

指標名	現状 (H27 年度)	目標
県立中学及び高校における生徒へのAED実習の実施率 (実施校／県立中学・高校数)	71.6%	100.0%

## 施策6. 救助実施者への援助 (略)

平成 26 年 7 月 9 日

関係各位

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
ヘルスケアインダストリ事業委員会  
ME 市販後規制専門委員会  
体外式除細動器WG

「耐用期間」を過ぎた AED の速やかな更新のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当委員会の諸事業に対しまして、格別のご指導ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会ヘルスケアインダストリ事業委員会／ME 市販後規制専門委員会／体外式除細動器 WG では、自動体外式除細動器（以下、AED）及びマニュアル除細動器の製造販売業者が一堂に会し、AED の普及啓発に向けて、日々活動を行っています。

AED は「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」と定義されております。また、医療機器には、品質、有効性及び安全性の確保を維持する期間を明確化するために、製造販売会社が定めた「耐用期間」が設定されております。

「耐用期間」を過ぎた AED は、できる限り速やかな更新をお勧めします。

なお、AED の耐用期間については、添付文書等に記載されていますので必ずご確認ください。耐用期間が不明な場合や耐用期間経過時の対応については、製造販売業者又は、販売店にお問い合わせ下さい。

また、AED は、常に使用可能な状態にあるよう点検等を行うことは必須であり、AED の適切な管理を徹底下さいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

## &lt;医療機器「耐用期間」定義&gt;

医療機器が適正な使用環境と維持管理の基に、適切な取り扱いで本来の用途に使用された場合、その医療機器が設計仕様書に記された機能及び性能を維持し、使用することができる標準的な使用期限を医療機器の「耐用期間」と定義する。

## &lt; J E I T A 体外式除細動器WG 参加企業 &gt;

旭化成ゾールメディカル株式会社

オムロンヘルスケア株式会社

株式会社CU

株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン

日本光電工業株式会社

フィジオコントロールジャパン株式会社

フクダ電子株式会社

以上

## AEDの適正配置に関するガイドライン（抜粋） （平成25年9月9日一般財団法人救急医療財団）

### 3. AEDの施設内での配置方法

日本のAED普及の実態と効果を検証した調査では、公共AEDによる除細動は心停止から平均3分以内に行われており、40%近い社会復帰率を示した<sup>31</sup>。あわせて、除細動が1分遅れると社会復帰率が9%減少すること、AEDを1000m四方に1台から500m四方に1台、すなわち設置密度を4倍にすると、社会復帰率も4倍になることが示された<sup>31</sup>。愛知万博では300m毎に100台が設置され、会場内で発生した心停止5例中4例で救命に成功した。コペンハーゲンの調査では、住宅地域では100m間隔でAEDを設置することを推奨されるべきであるとしている<sup>4</sup>。更に、日本の別の研究では、市民が心停止を目撃してから、119番通報（心停止を認識し行動する）までに2,3分を要することが示されている<sup>32</sup>。

市民にその処置をゆだねるという性質上、ある程度高い救命率が期待できる状況で、AEDの使用を促す必要があり、以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれる。

- (1) 目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くても5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれる。そのためには、施設内のAEDはアクセスしやすい場所に配置されていることが望ましい。たとえば学校では、放課後のクラブ活動におけるアクセスを重視して、保健室より運動施設への配置を優先すべきである。
- (2) AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、或いは位置案内のサインボードなどを適切に掲示されていることが求められる。
- (3) AEDを設置した施設の全職員が、その施設内におけるAEDの正確な設置場所を把握していることが求められる。
- (4) 可能な限り24時間、誰もが使用できることが望ましい。使用に制限がある場合は、AEDの使用可能状況について情報提供することが望ましい。
- (5) インジケータが見えやすく日常点検がしやすい場所への配置、温度（夏場の高温や冬場の低温）や風雨による影響などを考慮し、壊れにくい環境に配置することも重要である。

表3：AEDの施設内での配置に当たって考慮すべきこと

- 
1. 心停止から5分以内に除細動が可能な配置
    - 現場から片道1分以内の密度で配置
    - 高層ビルなどではエレベーターや階段等の近くへの配置
    - 広い工場などでは、AED配置場所への通報によって、AED管理者が現場に直行する体制、自転車やバイク等の移動手段を活用した時間短縮を考慮
  2. 分かりやすい場所（入口付近、普段から目に入る場所、多くの人を通る場所、目立つ看板）
  3. 誰もがアクセスできる（カギをかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる）
  4. 心停止のリスクがある場所（運動場や体育館等）の近くへの配置
  5. AED配置場所の周知（施設案内図へのAED配置図の表示、エレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等）
  6. 壊れにくく管理しやすい環境への配置
- 

### 4. AEDの管理と配置情報の公開

